

八戸市立鮫中学校施設 土砂災害に関する避難確保計画

作成：令和2年4月25日

1 [目的]

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、八戸市立鮫中学校施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、八戸市立鮫中学校施設に勤務する職員（以下「施設職員」という）及び施設の利用者又は出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

【八戸市立鮫中学校施設の状況】

平日：利用者（生徒） 148名、施設職員 20名

休日：利用者（生徒） 70名、施設職員 10名

2 [防災体制に関する事項]

(1) [各班の任務と組織]

1) 各班の任務

①指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

②情報収集班

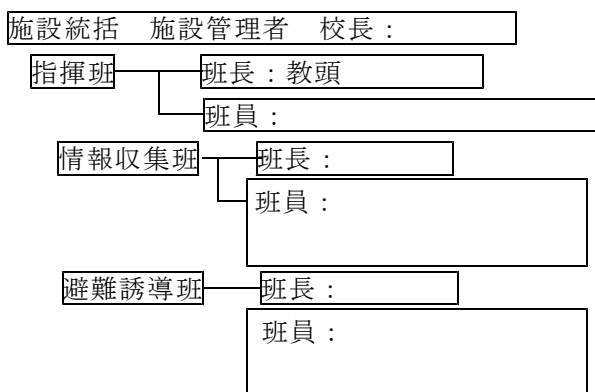
テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。

③避難誘導班

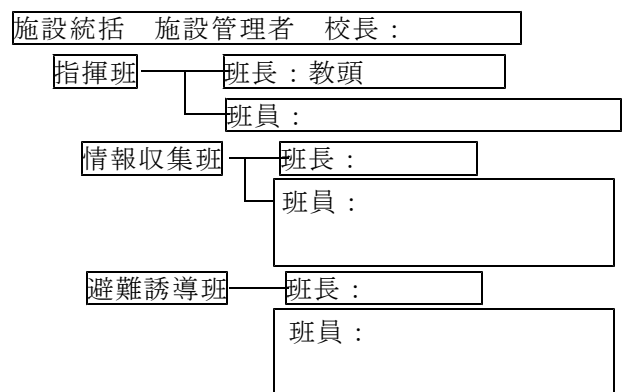
避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

2) 組織図

<昼間>



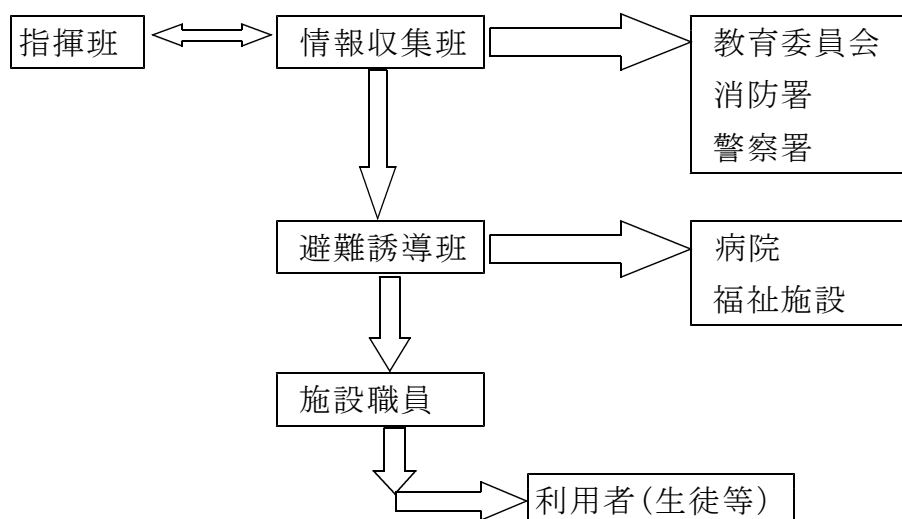
<夜間>



3) 参集基準

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風接近が予想される場合 ・ 大雨が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設職員全員
全職員参集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 避難準備・高齢者等避難勧告等が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等の情報収集 ・ 関係行政機関等への連絡・通報 ・ 避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設職員全員

4) 連絡網



(2) [事前対策]

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、施設職員の確保と役割分担を再確認する。

(3) [情報収集及び伝達]

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次の表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班及び利用者等への必要事項を報告・連絡する。

またがけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	施設職員共有方法
気象情報	市役所等 テレビ・インターネット	安全配信システム ホームページ・ブログ
土砂災害警戒情報	市役所等 テレビ・インターネット	安全配信システム ホームページ・ブログ
避難勧告等 ・ 避難準備、高齢者等 避難開始 ・ 避難勧告 ・ 避難指示等	市役所等 テレビ・インターネット	安全配信システム ホームページ・ブログ

情報伝達の内容・連絡先

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	F A X	市役所等(防災担当)、消防署等
被害情報	情報収集班	F A X	市役所等(防災担当)、消防署等
避難準備等 について	避難誘導班	校内放送 口頭 F A X	利用者 市役所等(防災担当)、消防署等
避難開始等 について	避難誘導班	校内放送 口頭 F A X	利用者 市役所等(防災担当)、消防署等

3 [避難誘導に関する事項]

1) 避難誘導等

八戸市立鮫中学校指定避難所を開設する。

2) 避難基準

①市役所等からの情報に基づく判断

次の気象状況発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

②自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ がけから水が噴き出す。
- ・ 小石がぱらぱらと落ちる。
- ・ がけからの水が濁りだす。
- ・ がけの樹木が傾く。
- ・ 樹木の根の切れる音がする。
- ・ 樹木の倒れる音がする。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ 斜面がふくらみだす。
- ・ 地鳴りがする。

3) 避難経路の確認

①施設周辺の点検

- ・ 施設敷地内の樹木や支障物がないか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・ 施設内の移動時に支障となるものがないかを確認し、支障物はすみやかに移動する。
- ・ 大雨に冠水して移動が困難になる箇所をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

4 [施設の設備に関する事項]

- 1) 停電した時のため、自家発電機装置(発電機)を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
- 2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資材や機材として、表1に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表1 避難確保資材機材等一覧表

活動の区分	使用する設備又は資材機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス 携帯電話、懐中時計、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(生徒、教職員)、校旗、タブレット、携帯電話 懐中電灯、携帯用拡声器、電池、担架 携帯電話バッテリー 施設内避難のための水・食糧・寝具・防寒具

- 3) 避難所通信システムを利用し、情報を共有し、連絡・報告を密に行う。

八戸市避難所無線システム個別番号

個別番号	地区	避難所名
539	鮫	鮫中学校